178　次の各号に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものに限る。）については、細目告示第四十一条第二項第五号の規定にかかわらず、平成三十年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第二項第五号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十四年九月三十日以前に製作された自動車

二　平成三十四年十月一日から平成三十六年九月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　平成三十四年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　平成三十四年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十四年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　平成三十六年九月三十日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　国土交通大臣が定める自動車

179　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもののうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添百十九「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」3・1・及び3・1・1・の規定は、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替えられる字句	読み替える字句
3.1.　超過不可排出ガス制限値 通常の耐用期間を通して、この技術基準に定める要件に従い想定される全ての路上走行試験の結果は、次の超過不可（NTE）排出ガス制限値を超えないものとする。 NTE排出ガス制限値＝CF×EL ここで、 CFは適合係数 ELは細目告示第41条第1項に掲げるNOxに係る値のうち当該自動車に適用される値 である。 3.1.1.　適合係数 3.1.1.におけるCFの値は2.0とする。	3.1.　排出ガスの制限 通常の耐用期間を通して、この技術基準に定める要件に従い想定される全ての路上走行試験の結果は、細目告示第41条第1項に掲げるNOxに係る値のうち当該自動車に適用される値の2倍を著しく超えないものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成三十年四月一日から施行する。

一　第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第四十一条第一項及び第百十九条第一項の改正規定

二　第二条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条に八項を加える改正規定（同条第百七十二項から第百七十七項までに係る部分に限る。）

○国土交通省告示第五百二十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四項の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	担当官署名
（略）					
	（略）				
本庄川		左岸　宮崎県東諸郡綾町大字入野字四枝六百七番の一地先	大淀川への合流点	嵐田	

改正前

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	担当官署名
（略）					
	（略）				
本庄川		左岸　宮崎県東諸郡綾町大字入野字四枝六百七番の一地先	大淀川への合流点	嵐田	